

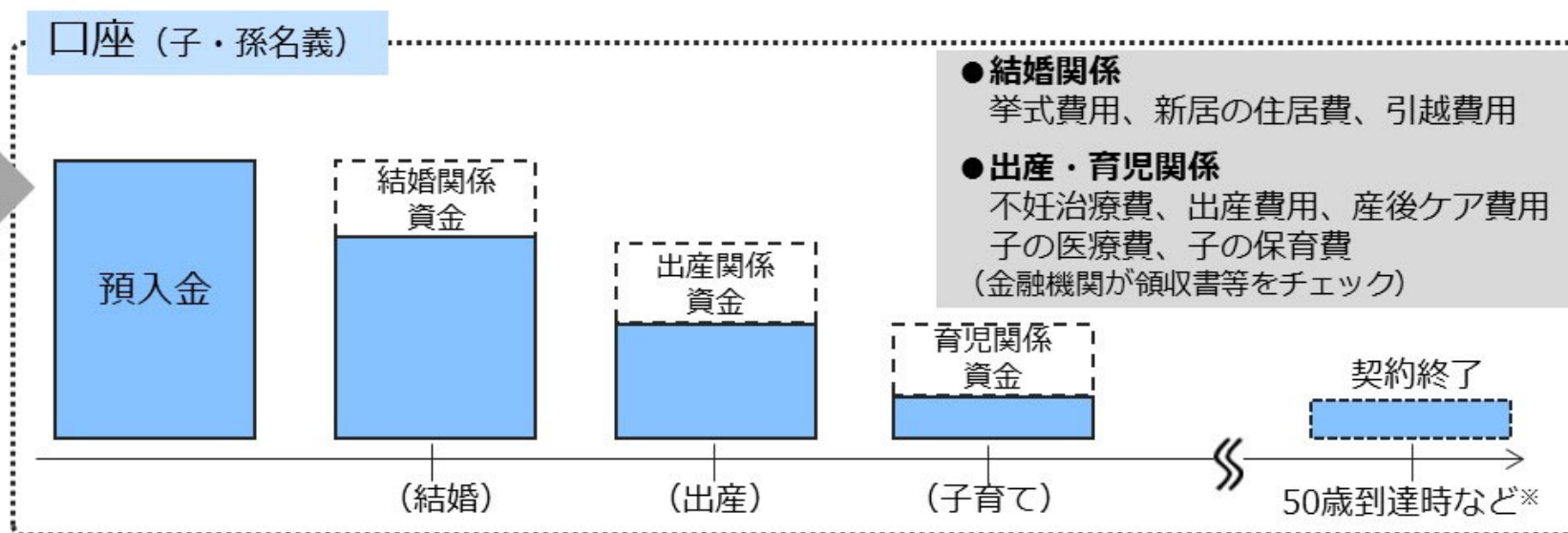
- **概 要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、**1,000万円まで非課税**となります。
- **適用期間**：平成27年4月1日～令和5年3月31日
- **受贈者**：子・孫（18歳～50歳、合計所得金額1,000万円以下）
- **贈与者死亡時**：死亡時の残高を相続財産に加算
- **契約終了時**^{*}：残高に対して、贈与税を課税

親・祖父母



結婚子育て資金
を一括拠出

非課税



※ (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日
 (参考) 令和3年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：7,210件、信託財産設定額：約218億円